

（観光づくり地域活動の促進）

第10条 県は、観光づくり地域活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、それぞれの多様な主体が有機的に連携して観光づくり地域活動を行うことができるよう努めなければならない。

【説明】

- 1 良好な観光地の形成を図るためには、第3条（基本理念）第1項で示す「観光づくり地域活動」の過程において、多様な主体による地域一体となった取り組みが不可欠であることから、県は、そうした地域の自発的・主体的な取組を促進するため必要な施策を講じようとするものです。
- 2 また、観光施策の展開に当たっても、多様な主体が連携することにより相乗効果が期待できることから、分野や地域を越えた主体的な取組を進めるため、積極的に支援するとともに、県もその一員として協働していきます。